

## 選挙人名簿抄本の閲覧の状況について

令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る選挙人名簿抄本の閲覧の状況について、同法第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則第3条の4の規定に基づき、次のとおり公表します。

閲覧年月日	申出者の氏名	主たる事務所の所在地 (申出者が法人である場合)	利用目的の概要	委託者	閲覧に係る選挙人の範囲
令和3年6月30日	山形県みらい企画創造部長	山形市松波二丁目8の1	県民の生活と県政に対する県民のニーズ、意識などを把握し、今後の施策の企画立案並びに執行上の基礎資料とするため。	株式会社 東北情報センター 代表取締役社長 土田 稔	町内の18歳以上の有権者 40件
令和3年6月30日	山形県防災くらし安心部消費生活・地域安全課	山形市松波二丁目8の1	消費生活に係る県民の意識を的確に把握して、今年度に策定する第4次山形県消費者基本計画の策定等に活用するため。	株式会社 東北情報センター 代表取締役社長 土田 稔	町内の18歳以上の有権者 40件